

# グローバル・リスク・ウォッチ Vol.28

## 主要国中央銀行による一斉の軌道修正の背景 他

=====

《index》

1. 主要国中央銀行による一斉の軌道修正の背景(大山)
  2. パーゼル「銀行勘定の金利リスク」対応を急げ(勝藤)
  3. 金融政策の正常化で円安は進む?(熊谷)
  4. カタール外交危機から見える中東情勢(茂木)
  5. 講演最新情報(2017年7月時点)
- =====

### 2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

#### パーゼル「銀行勘定の金利リスク」対応を急げ

有限責任監査法人トーマツ ディレクター 勝藤史郎

欧州のパーゼルⅢ見直しのひとつである、「銀行勘定の金利リスク(IRRB)」規制の実施が近づいています。金融庁は先月、銀行勘定の金利リスクのモニタリング手法等の見直し案を公表、国際統一基準行についてはこれを2018年3月から実施予定としています。IRRBは、2016年のパーゼル委員会、従前通り銀行の内部管理をベースしたいわゆる「第2の柱」による監督方式を維持することが決定しており、金融庁の手法案もこれに則した内容です。

IRRBが「第1の柱」による一律の自己資本賦課になじまず、各銀行の内部管理手法によることが望ましいのは次のような理由です。まず、銀行勘定の資産負債は銀行により様々な特性があります。流動性預金の推定滞留期間(いわゆるコア預金)やローンの期前解約確率は、各銀行の顧客行動特性により異なります。同じバランスシートでも、顧客行動特性等により最適な推計モデルパラメーターは異なり、認識すべきリスク量も変わってきます。次に、銀行勘定は貸出等を通じて経済に資金を供給し企業と経済の成長を促す重要な使命(資金仲介機能)があります。この機能に対して一律の規制を当てはめることは、銀行の資金仲介機能を必要以上に制約するおそれなしとしません。

しかし、銀行監督において内部管理を尊重するということは、各銀行がそのリスク管理態勢について、自ら説明責任を負うことをも意味します。IRRB規制では国際基準行に対して、リスク管理の方針、内部金利リスク計測手法、コア預金モデル等様々な内部状況の開示を求めています。各銀行は、大きなバランスシートに内在する金利リスクの管理と運営につき、投資家・顧客・当局などのステークホルダーに対し十分な疎明ができる必要があります。銀行勘定の金利リスクの計測手法には、経済価値(EVE)、ネット資金収益(NII)、バリュアットリスク(VaR)等のアプローチがありますが、これらの指標に適

切なリミットを設定して運営するためには、金利変動時を想定した貸出・預金・有価証券投資の運営基本方針を社内で十分に議論し明確化しておくことが重要です。

銀行が保有する有価証券のリスクは内外の強い関心事項でもあります。金融市場は、米国とユーロ圏の金融緩和政策解除期待から、長期金利が上昇しやすい局面にあります。金融緩和政策の解除は一般にはイールドカーブのスティープニングを通じ銀行のネット資金収益を増加させる一方、長期金利上昇を通じ保有有価証券の経済価値を減少させます。今後、多様な観点からの関心に対し適切に説明責任を果たすためには、各銀行において金利リスク管理態勢、モデル、ALM（アセット・ライアビリティ・マネジメント）運営方針を改めて見直す必要があります。IRRBB 規制の実施は、昨今の市場環境変化とともに、こうしたリスク管理態勢見直しの重要な契機となるでしょう。

---

[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.